

会計基準のコンバージョン の概要 その1

制度調査部
吉井 一洋

EU、米国の動向

【要約】

昨今のマーケットでは、会計基準のコンバージョンが話題となっている。

会計基準のコンバージョンについて、一部では、異なる会計基準がある場合に、これらの会計基準を完全に統一することを意味するとの誤解があるようだがそうではない。会計基準の違いを、相互に受入れが可能なレベルまで解消していくことをいう。

本稿では、コンバージョンに向けたEU、米国の動向をとりまとめる。

1. 適用指針案の公表を議決

会計基準のコンバージョンの流れを加速した大きな要因としては、EUにおけるIFRS(国際財務報告基準)の採用が挙げられる。IFRSとはIASB(国際会計基準審議会)が設定する会計基準のことであり、従来はIAS(国際会計基準)と呼ばれていた。

EUでは、2005年1月から、EU域内の上場企業にIFRS(国際財務報告基準)による連結財務諸表の作成を義務付けた。その際に2007年以降は、EU域内で資金調達を行うEU域外企業に対してもIFRS又は“IFRSと同等と認められる会計基準”に基づく連結財務諸表の作成を求めるとされた。EU域外企業にもIFRSの適用を強制するにあたって、EUでは、その企業の母国の会計基準がIFRSと同等と認められるかについて検証(同等性評価)を行うこととなった。

同等とは同一であることを意味するものではない。投資家はその会計基準に基づく財務諸表を用いた場合に、IFRSに基づく財務諸表を用いた場合と同様の投資意思の決定を行うことができれば「同等性がある」と評価される。同等性評価は、日本を含む3ヶ国(他の2ヶ国は米国とカナダ)を対象に進められた。評価を行うのはEC(欧州委員会)であり、その判断を行うための材料として、ECはCESR(欧州証券規制当局委員会)に技術的助言を行うよう要請した。

ECから同等性評価に関する技術的助言を要請されたCESRでは、各国の規制当局や会計基準設定主体との協議等を経て、2005年7月5日、技術的助言の最終報告書を公表した。この最終報告書では、日本の会計基準をIFRSと「総じて同等である」としつつも、全部で26の項目について調整措置を要求している。ちなみに米国とカナダの会計基準も同等とされたが、米国は18項目、カ



ナダは 14 項目について調整措置が必要とされた。

調整措置の概要は図表 1 のとおりである。

図表1 C E S R 報告書により求められた調整措置の概要

補完計算書 (Supplementary statement)		収益又は費用の測定及び認識に関する差異が複雑又は数が多い場合や、開示が必要とされる特定の計算書類が開示されていない場合に、作成が求められる計算書。要約損益計算書及び要約貸借対照表を作成し、可能であれば、要約キャッシュ・フロー計算書も作成。
追加開示	Disclosure B	IAS/IFRSに基づいて会計処理した場合の影響についての定量的な開示。
	Disclosure A	各国の会計基準による開示を補完するための追加的な開示。次のような点についての定性的又は定量的な記載が必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・各国の会計基準で規定されている会計処理の説明 ・各国の会計基準では開示が求められていない資産の公正価値 ・取引等の測定・認識において使用されている、会計上の見積り、評価方法、及び経済データ等の前提条件

Disclosure Aは、主に、収益又は費用の認識・測定に関する原則がIFRSに類似しており、発生する差異が細部に関するものである場合が該当する。

(出所)大和総研制度調査部作成

その後、2006年12月に、IFRS又は“IFRSと同等と認められる会計基準”の適用開始時期は、2009年まで2年間延長された。最終的な同等性評価は、2008年6月までに行われるが、実際は、2008年4月のECからの報告で決定されると思われるので、2008年始めころまでには対応が必要となる。

同等性評価の具体的な手法については、2007年5月にCESRからECに対して助言が出されている。この助言では、米国、カナダ、わが国以外の国も含めた同等性評価の手順を提案している。具体的な手順として次の2つの方法が示されている。

- (1) 原則的な同等性評価の方法（複雑でない開示を追加することで同等となり得、かつ監査のレベルもEUにおいて適切と認められる場合に同等性があると認める方法）
- (2) 下記の要件を満たしており、IFRSに向けた適切なタイムテーブルに基づくコンバージェンスプログラムがあり、タイムテーブルの進捗状況も適切であり、監査のレベルもEUにおいて適切と認められる場合に同等性があると認める方法。

当該会計基準の設定に責任を持つ第三国の当局が、IFRS又は“IFRSと同等と認められる会計基準”の適用開始初年度の前に、自国の基準がIFRSにコンバージェンスするという公的なコミットを行う。

その当局が2008年12月31日前にコンバージェンスに向けた進展の意図を示す作業計画を策定している。

発行体が上記、の条件を満たしていることを示す証拠を各国の責任当局に提供する。

(2)の方法による場合は図表1の調整措置は不要である。なお、米国、カナダやわが国は(2)の方法によるものと思われる。なお、CESRの当該助言では、(2)の方法に関連して、IFRSとコンバージェンスしようとしている会計基準については、経過措置の延期を提案している。IFRSとの全ての重要な相違を解消する適切なタイムテーブルがあり、そのタイムテーブルが満足のいく

レベルで進捗している場合については、IFRS 又は“IFRS と同等と認められる会計基準”の適用に関する経過措置の期限をさらに延期する（ただし、2012 年を超えて延期はされない）ことを提案している。

同等性評価の最終的な手順は 2008 年 1 月に決定される。

図表2 EUの同等性評価のスケジュール

2007年3月6日	CESRが、日米加の会計基準設定主体の作業工程表、同等性評価の定義、その他の国の会計基準リストについて、EC(欧州委員会)に助言
2007年5月30日	CESRが、同等性評価の決定メカニズムに関し、EC(欧州委員会)に助言
2007年7月12日	ECによる日米加の会計基準設定主体の作業工程表等の欧州証券委員会と欧州議会への最初の報告
2008年1月まで	ECは、同等性評価のメカニズムを決定
2008年4月まで	ECによる欧州証券委員会と欧州議会への最終報告
2008年6月まで	ECは同等性評価を決定
2009年1月から	IFRS又は同等の会計基準の適用開始

(2) 米国の動向

一方、米国の企業会計基準設定主体である FASB（財務会計基準審議会）は、IFRS を設定する IASB（国際会計基準審議会）と 2002 年 10 月に、米国基準と国際会計基準との差異の解消に注力する旨を合意していた（ノーウォーク合意）。この合意により、IFRS と米国基準の違いを、向こう 3、4 年で取り除くことに注力し、その後は、両審議会は会計基準のさらなる改善を図るよう、FASB と IASB が共同で作業を行うこととされた。

その後、EU の動きを受け、2005 年 4 月には SEC のドナルドソン委員長（当時）と EU のマクリービーコミッショナーが、IFRS の受け入れに向けて SEC が作成したロードマップの内容に合意した。米国は EU 企業が IFRS に基づいて作成した連結財務諸表をそのまま用いて米国市場で資金調達を行うことは認めておらず、米国基準と IFRS との差異に関する調整表の作成を求めている。ロードマップでは、この調整表を、遅くとも 2009 年までに廃止する用意がある旨を述べている。このロードマップ具体化の、FASB と IASB は 2006 年 2 月 27 日に、MOU（Memorandum of Understanding）を公表した。そのポイントは次の 2 点である。

- ・ 2008 年までに、短期統合化プロジェクトにより、米国基準と国際会計基準の主要な差異を解消する。
- ・ 長期的に、他の分野についても共同で、会計基準を開発する。

2006 年 8 月には CESR と SEC が、IFRS と米国基準のコンバージェンスに向けた共同作業計画を発表した。2007 年 4 月には EU と米国の定期サミットが開催され、コンバージェンス、同等性もしくは相互承認に向けて双方が歩みを進めることを合意した。この合意を確認するため、同 4 月 30 日に米国大統領、欧州理事会理事長、欧州委員会委員長との間で取り交わした合意文書では、米国会計基準と IFRS が双方の管轄地域において 2009 年までに調整作業無しに承認されるための条件を整備・確定していく旨が記述されている。

さらに、2007年7月に、米国のSECは、IASB（国際会計基準審議会）の設定したIFRSにより作成した海外企業の財務諸表については、調整表無しで受け入れるための改正規則案を公表した。（コメント期限が9月24日）。改正規則案では、あくまでIASBの設定したIFRSを用いて財務諸表を作成する外国企業を対象としている。EUはIFRSのうち一部（ヘッジ会計）を留保している。IASBの設定したIFRSを何の精査もせずにそのまま適用するわけではない。したがって、この規則が確定したからといって、EUの企業がそのまま米国の今回の措置の対象となると断言はできない。しかし、これまでの検討の経緯から考えて、EU企業の場合は、米国で調整表無しで資金調達を行うことが可能となるのではないかと思われる。

ちなみに、SECは、2007年7月25日に、米国企業が米国内でIFRSを使用することを認めるか否かについても概念リリースを公表し、意見を募集している。（期限は2007年11月13日）

SECの規則改正を受けて、EUは、米国基準に基づく財務諸表については、調整措置無しに受け入れる方向に向かうものと思われる。実際にECが2007年7月12日公表した報告書では、米国基準に対する同等性評価において、SECの上記の措置を高く評価する旨が述べられている。

なお、カナダは、2006年6月30日に、2011年からIFRSを採用する方針を明らかにしている。